
全国小水力利用推進協議会のご案内

2007年10月

全国小水力利用推進協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うとともに、小水力利用事業の普及発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的として2005年7月16日に発足した団体（法人格を持たない任意団体）です。

- (1) 役員等..... p.1
- (2) 会員..... p.2
- (3) 2006年度事業計画・予算..... p.4
- (4) 規約..... p.6
- (5) 入会申込書..... p.9

全国小水力利用推進協議会 事務局

〒171-0005 東京都豊島区南大塚1-31-17 マイスターS Y 202

電話 03-5940-2377、ファクス 03-5940-2374

メール microhydro@viatech.jp

ホームページ <http://energy-decentral.cocolog-nifty.com/mhp01/>

(1) 役員等

役員

役職	氏名	肩書等
会長・理事	愛知 和男	衆議院議員、元環境庁長官
副会長・理事	須藤 良作	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	竹村 公太郎	(財)リバーフロント整備センター理事長、元国土交通省河川局長
	段本 幸男	全国土地改良事業団体連合会顧問、元中国四国農政局長
	古栃 一夫	早月川沿岸土地改良区副理事長、早月川電力(株)
理事	安藤 満	富山県小水力利用推進協議会副会長、富山国際大学教授
	大友 詔雄	北海道大学大学院工学研究科、北海道自然エネルギー研究センター代表取締役
	金田 剛一	NPO ハイドロクリーン 21
	古賀 康正	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	後藤 眞宏	(独) 農研機構 農業工学研究所
	小林 久	茨城大学助教授
	千矢 博道	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	中込 秀樹	山梨県小水力利用推進協議会副会長、秀建コンサルタント代表取締役
	中島 大	気候ネットワーク運営委員、環境自治体会議専門委員
	堀内 道夫	(株)光と風の研究所所長、静岡大学客員教授
	前田 典秀	NPO クリーンエネルギー・フォーラム専務理事
監事	波多野 和明	(株)府中技研社長
	森 武昭	神奈川工科大学教授、日本山岳会評議委員

(五十音順)

運営委員

	氏名
事務局長・運営委員・理事	中島大
運営委員・理事	金田剛一、古賀康正、後藤眞宏、小林久、堀内道夫、前田典秀
運営委員	松尾寿裕 (NPO 環境エネルギー政策研究所)

(五十音順)

以下の略号を使っています

(株) = 株式会社、(財) = 財団法人、(独) = 独立行政法人、NPO = 特定非営利活動法人

顧問

岩井 國臣	前参議院議員
加藤 修一	参議院議員（公明党）
塩川 鉄也	衆議院議員（共産党）
篠原 孝	衆議院議員（民主党）
谷津 義男	衆議院議員（自由民主党）

（五十音順）

(2) 会員

全国小水力利用推進協議会の会員は、個人正会員・団体正会員・個人賛助会員・団体賛助会員の4種類あります。このうち正会員（個人・団体）は協議会の構成員であり、総会での議決権を持ち、協議会の活動を担う会員です。一方賛助会員（個人・団体）は協議会の外から協議会の活動を支援したり、協議会が提供する情報を利用する会員です。

2007年3月現在の団体正会員は以下の17団体です。また個人正会員は76人、団体賛助会員は16団体、個人賛助会員は54人です（団体正会員以外の名簿は公表していません）。

全国小水力利用推進協議会団体正会員

（企業・団体名五十音順）

企業・団体名	小水力利用関連部署・お問合せ先
(株)アルプス発電	
イームル工業(株)	電話:082-429-2100、fax:082-429-2225、e-mail:tanaka@eaml.co.jp http://www.eaml.co.jp
(株)石垣	ポンプ・ジェット事業部 管理部（担当:坂口）、 電話:03-3274-3517、fax:03-3271-6424
自然エネルギー事業協同組合 レクスタ	電話:0493-74-0049、fax:0493-74-0296、 e-mail:daihyo@rexta.or.jp、http://www.rexta.or.jp
神鋼電機(株)	電子精機本部エコ発電営業部（担当:戸川）電話:03-5473-1814、 fax:03-5473-1842、e-mail:togawa_m@ex.shinko-elec.co.jp http://www.shinko-elec.co.jp
新和設計(株)	エコエネルギー開発推進室（担当:佐高・渡部）電話:023-631-2397、 fax:023-631-2399、e-mail:watanabe_k@shinwasekkei.co.jp http://www.shinwasekkei.co.jp/
全日本自治団体労働組合	公営企業局 電話:03-3263-0269、fax:03-3263-0936、 e-mail:kouki@jichiro.gr.jp
田中水力(株)	電話:03-3466-0451、fax:03-3466-0701、 e-mail:ha-suga@mxz.ttcn.ne.jp（担当:須賀）
(株)ニュージェック	地球環境グループ新エネルギーチーム（担当:武名）電話:06-6374- 4245、fax:06-6374-5146、e-mail:takenams@newjec.co.jp
ネクストエネルギー・アンド・ リソース(株)	小水力発電グループ 電話:0265-87-2070、fax:0265-87-2071 http://www.nextenergy.jp

企業・団体名	小水力利用関連部署・お問合せ先
(株)日立産機システム	エンジニアリング部エネルギー・環境システム技術グループ 電話:03-4345-6231、 http://www.hitachi-ies.co.jp
(株)ひまわりニューエネルギー	電話:0551-38-4040、fax:0551-38-4422 e-mail:head@hmwr-hydro.co.jp、 http://www.hmwr-hydro.co.jp
富士電機システムズ(株)	e-ソリューション本部エネルギーソリューション統括部 営業技術部(電話:03-3515-7760)・EMシステム二部(電話:042-585-6844)、 http://www.fesys.co.jp
(独)水資源機構	管理事業部施設課(電話:048-600-6544、fax:048-600-6540) http://www.water.go.jp
(株)明電舎	エネルギーソリューション推進部営業企画課(担当:大藪俊司) 電話:03-5641-7786、e-mail:ooyabusa@mb.meidensha.co.jp http://www.meidensha.co.jp
(株)ヤマウラ	環境開発室(電話:0265-83-8888、FAX:0265-82-6168) http://www.yamaura.co.jp
ヨシモトポール(株)	製品開発担当(担当:三石)電話:03-3214-1552、fax:03-3212-1751、 e-mail:mitsuishi@ypole.co.jp、 http://www.ypole.co.jp

以下の略号を使っています

(株) …… 株式会社

(独) …… 独立行政法人

NPO …… 特定非営利活動法人

会員企業・団体の都合により「小水力利用関連部署・お問合せ先」欄が空欄の部分があります。

(3) 2006 年度事業計画・予算

事業期間：2007 年 6 月～2008 年 5 月

事業計画

事業名	事業計画
政策推進事業	小規模水力発電普及条件研究会（継続） 省庁への政策提言
普及啓発事業	シンポジウム・現地見学会を開催 ・東京 1 回・地方 6 回・見学会 2 回を予定 講師派遣 普及啓発教材作成 ・ニュースレター 7 号～9 号を発行予定 ・事例集・パンフレット制作 ホームページの整備 他団体との共同事業 その他
調査・導入促進事業	技術研究会・事業化研究会開催 ・各 2 回程度を予定 視察ツアー（国内） アドバイザリー事業 ・設置希望者へのアドバイス、現地調査など 調査研究事業 ・ビジネスモデル研究や、低価格化についてメーカーと話し合いなど
組織運営	理事会等開催 ・運営委員会を原則毎月回開催 ・理事会を 2 回開催予定
地域団体（都道府県水力協等）活動支援	連絡会議の発足 地域での活動手法の検討

事業収支予算

(金額は千円)

項 目	支出	収入	備 考
1. 政策推進事業 ・研究会開催費	30		会議費・謝金・印刷費等
2. 普及啓発事業 ・シンポ等参加費・販売収入等 ・実施費用 ・普及啓発教材製作費・発送費 ・ホームページ制作費 ・共同事業実施費用 ・その他普及啓発事業 ・助成金等収入	2,500 2,300 300 100 120	550 60 4,500	東京開催・地方開催・見学会 ニュースレター・パンフ・事例集 制作費・管理運営費 図書等仕入れ販売、その他 河川整備基金ほか
3. 調査・導入促進事業 ・研究会参加費収入 ・研究会開催費 ・国内視察実施費用 ・アドバイザー事業費 ・ネットワーク構築事業費 ・調査研究事業費	200 10 200 50 100	300	技術研究会・事業化研究会合計4回 旅費等 旅費・通信費等 ビジネスモデル研究・メーカー協議等
4. 組織運営 ・会費収入 ・寄付金収入 ・会議開催費 ・事務所家賃 ・事務局人件費 ・その他組織運営費	20 586 480 300	2,000 250	理事会・運営委員会 経理パートタイム
5. 地域団体活動支援 ・交通費 ・通信費	100 20		
6. その他 ・繰越損失充当金 ・予備費	132 112		
合 計	7,660	7,660	

全国小水力利用推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を東京都豊島区南大塚 1 - 3 1 - 1 7 に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の2種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した個人および団体

2 会員は以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 2,000 円、年会費 10,000 円
- (2) 団体正会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円
- (3) 個人賛助会員 年会費 3,000 円（入会金なし）
- (4) 団体賛助会員 年会費 5,000 円（入会金なし）

(理事)

第6条 協議会に理事をおき、理事会で本規約に定める議決を行うとともに、会長を補佐し第2条の目的を遂行するために活動する。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 理事の任期中に新たな理事を追加した場合、追加した理事の任期は他の理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 理事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事に給与を支給することができる。

(会長)

第7条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長は理事の互選によって選任する。

- 3 会長の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で会長が退任し新たな会長が選出された場合、新たな会長の任期は前任者の任期満了までとする。
- 5 会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(副会長)

- 第8条 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事の互選によって選任する。
 - 3 副会長の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
 - 4 副会長の任期中に新たな副会長を追加した場合、新たな副会長の任期は他の副会長の任期満了までとする。
 - 5 副会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(理事会)

- 第9条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。
- 2 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
 - 3 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(運営委員)

- 第10条 協議会に運営委員をおく。運営委員は協議会の運営において会長を補佐する。
- 2 運営委員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
 - 3 運営委員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
 - 4 第3項の規定にかかわらず、理事会決議または総会決議によって運営委員を罷免することができる。
 - 5 運営委員の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で運営委員に給与を支給することができる。

(監事)

- 第11条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。
- 2 監事は、総会において選任する。
 - 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
 - 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
 - 5 監事の人数は1人以上3人以下とする。
 - 6 監事が会長・理事・運営委員を兼務することはできない。
 - 7 監事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で監事に給与を支給することができる。

(顧問)

- 第12条 協議会は顧問をおくことができる。
- 2 顧問は会長が選任する。

(総会)

第 13 条 総会は会長が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の 3 分の 1 の出席 (委任状を含む) により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員 (委任状を含む) の過半数をもって行う。

(入会)

第 14 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第 15 条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 個人会員の本人が死亡したとき
 - (2) 団体会員である団体が消滅したとき
 - (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

(除名)

第 16 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は運営委員の中から理事会が任命する。
- 3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 4 事務局員の任免は理事会が行う。

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(規約の変更)

第 19 条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員 (委任状を含む) の 3 分の 2 の賛成による議決を要する。

(解散)

第 20 条 協議会の解散は、総会において正会員総数の 3 分の 2 により議決 (委任状を含む) する。

(附則)

第 21 条 協議会設立直後の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 5 月 31 日までとする。

- 2 協議会設立時の会長および副会長は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。



03 - 5940 - 2374

個人

(裏面が企業・団体用です)

入会申込書

全国小水力利用推進協議会御中

全国小水力利用推進協議会規約を承知の上、下記のとおり入会を申し込みます。

____年 ____月 ____日

〒

住所

(ふりがな)

氏名

連絡先電話番号

ファクス番号

e-mail アドレス

1. 入会を申し込む会員区分 (いずれかに 印)

個人正会員 (入会金 2,000 円、年会費 10,000 円)	個人賛助会員 (入会金なし、年会費 3,000 円)
-------------------------------------	-------------------------------

2. お支払方法

郵便振替 00120 - 2 - 445631 小水力利用推進協議会 口座名には「全国」がつきません。ご注意ください。	お振込み予定 月 日ごろ
銀行振込 三井住友銀行池袋支店 普通 2830822 シヨウスイリヨクリヨウスイシンキヨウギカイ 口座名には「ゼンコク」がつきません。ご注意ください。	
現金	

なるべくファクスにてお申し込みください。



03 - 5940 - 2374

企業・団体

(裏面が個人用です)

入会申込書

全国小水力利用推進協議会御中

全国小水力利用推進協議会規約を承知の上、下記のとおり入会を申し込みます。

____年 ____月 ____日

所在地 〒

(ふりがな)

企業・団体名

(ふりがな)

担当者氏名

連絡先電話番号

ファクス番号

e-mail アドレス

1. 入会を申し込む会員区分(いずれかに 印)

<input type="checkbox"/> 団体正会員 (入会金 10,000 円、年会費 50,000 円)	<input type="checkbox"/> 団体賛助会員 (入会金なし、年会費 5,000 円)
---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

2. ホームページ等での会員名の公開(団体正会員のみ)

<input type="checkbox"/> 希望する (リンク先 URL: _____)
<input type="checkbox"/> 希望しない

3. お支払方法

郵便振替 00120 - 2 - 445631 小水力利用推進協議会 口座名には「全国」がつきません。ご注意ください。	お振込み予定 ____月 ____日ごろ
銀行振込 三井住友銀行池袋支店 普通 2830822 シヨウスイリヨクリヨウスイシンキョウギカイ 口座名には「ゼンコク」がつきません。ご注意ください。	
<input type="checkbox"/> 右記あて請求書を希望 (送付先部署を右にお書きください)	
<input type="checkbox"/> その他(具体的にお書きください)	

なるべくファクスにてお申し込みください。